

(仮称)浦安市子ども・子育て支援法及び
児童福祉法の施行に関する規則(骨子案)

平成26年9月18日

こども部 保育幼稚園課

目次

1. 意見公募の概要	P 2
2. 新制度における保育所等の利用手続き（保育が必要な方の利用手続き）【予定】	P 3
3. 支給認定（保育の必要性の認定）について	P 4
3-①. 事由と市で定める事項	P 5
3-②. 区分（保育必要量）と市で定める事項	P 6
3-③. 有効期間と市で定める事項	P 8
4. 利用調整について	P 9
5. 規則で規定するその他の主な項目	P 10
6. 施行期日	P 10
7. その他	P 10

1. 意見公募の概要

平成27年4月から開始予定の子ども・子育て支援新制度では、保育が必要となる事由や保育所等の利用手続きなどに関する根拠法令が、下表のとおり変わります。

新制度では、保育が必要となる事由や保育所等の利用手続きは、国が定めた子ども・子育て支援法、同法施行令、同法施行規則に基づき行われますが、一部市で定める必要のある項目があります。また、利用調整基準（現行でいう入所・転園審査基準）は、児童福祉法に基づき市で定めることとなります。

つきましては、当該項目及び利用調整基準を規定する規則を新たに制定することとし、今回、規則の骨子案を作成しましたので、当該規則に関するご意見を募集します。

次頁以降では、まず、2頁目で新制度における保育所等の利用手続きをご説明し、3頁目で新制度で新たに必要となる支給認定についてご説明し、4頁目以降で規則に定める基準をご説明します。

なお、子ども・子育て支援新制度については、別添「子ども・子育て支援新制度について（平成26年7月1日の意見公募の資料の再掲）」をご覧ください。

	現行の根拠法令	新制度の根拠法令
保育が必要となる事由 * 就労や疾病など	・児童福祉法 ・浦安市保育の実施に関する条例（*）	・子ども・子育て支援法 ・子ども・子育て支援法施行令 ・子ども・子育て支援法施行規則 +
保育所等の利用手続き	・児童福祉法 ・浦安市保育の実施に関する条例施行規則（*）	・児童福祉法
利用調整基準 （現行でいう入所・転園審査基準）		

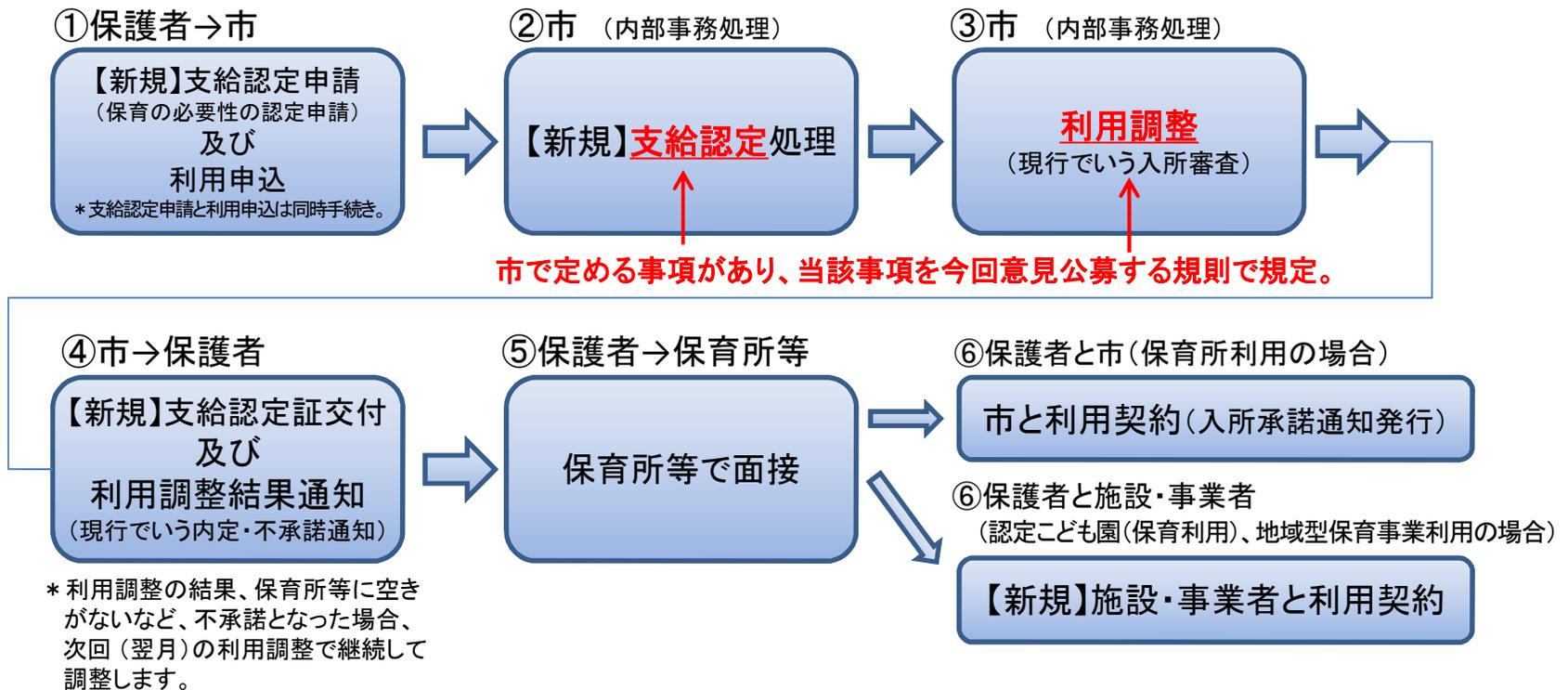
今回意見公募する規則

- ・（仮称）浦安市子ども・子育て支援法及び児童福祉法の施行に関する規則

（*）「浦安市保育の実施に関する条例」で規定している保育が必要となる事由は、新制度では国が定めた子ども・子育て支援法施行規則に規定されることとなったため、同条例は廃止する予定です。また、廃止に伴い、同条例に基づき制定していた「浦安市保育の実施に関する条例施行規則」も廃止する予定です。

2. 新制度における保育所等の利用手続き(保育が必要な方の利用手続き)【予定】

【新規】は、新制度により新たに必要となる手続き・処理です。現行の利用手続きから大幅な変更はございませんが、支給認定手続きが必要となります。(支給認定については次頁にてご説明します。)



<参考> 新制度で、保育が必要な方がご利用いただける施設・事業

教育・保育施設

- ・保育所
- ・認定こども園(保育利用)

地域型保育事業(原則、2歳児クラスまで)

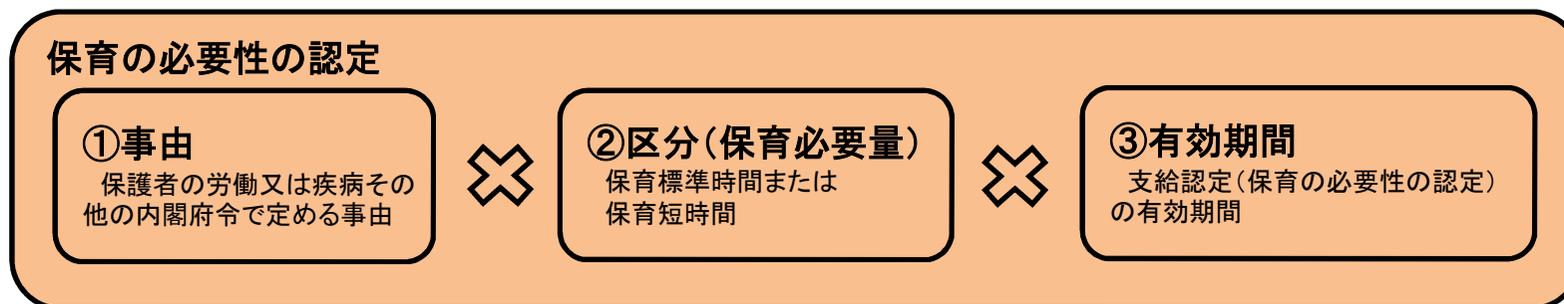
- ・家庭的保育事業(保育ママ)
- ・小規模保育事業
- ・事業所内保育事業
- ・居宅訪問型保育事業

3. 支給認定(保育の必要性の認定)について

新制度では、保育所等の教育・保育施設や小規模保育等の地域型保育事業の利用を希望する保護者の方に、子どもの年齢や保育の必要性に応じた支給認定を受けていただきます。認定区分等は下表のとおりです。

支給認定区分	対象	保育の 必要の有無	主な利用先(*)
1号 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

* 特例(給付)として上記以外の利用先を利用の場合あり。



*「優先利用」については、7月に実施したパブリックコメントでお示したとおり、利用調整(現行でいう入所審査)における調整点として取り扱います。

3-①. 事由と市で定める事項

保育の必要性を認定する事由は、国が、子ども・子育て支援法施行規則第1条で規定していますが、就労事由における労働時間の下限と、国の規定に類するものとして市が認める事由を、市で定める必要があります。

事由		内容 * 子ども・子育て支援法施行規則第1条	市で定める事項
1	就労	一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。	市が定める時間は64時間とする
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	—
3	疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	—
4	介護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。	—
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	—
6	求職・起業準備	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。	—
7	就学	学校教育法に規定する学校等に在学しているか又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設等において行う職業訓練等を受けていること。	—
8	児童虐待・DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること又は配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること。	—
9	育児休業中 (休業前から就労事由で利用の場合)	育児休業をする場合であって、育児休業に係る子ども以外の子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、育児休業の間に引き続き利用することが必要であると認められること。	—
10	市が認める事由	前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。	上記4に類する別居の親族の介護・看護を常態とすること。 上記7に類する就労につながる就学全般。 その他、市長が認める事由。

3-②. 区分(保育必要量)と市で定める事項

新制度では、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲内で利用することが可能な最大限の枠として、保育標準時間と保育短時間の2つの区分(保育必要量)が設定されます。子どもごとに、保育の必要性を認定する事由と就労実態等に応じて、保育標準時間と保育短時間のいずれかの区分の認定を行います。

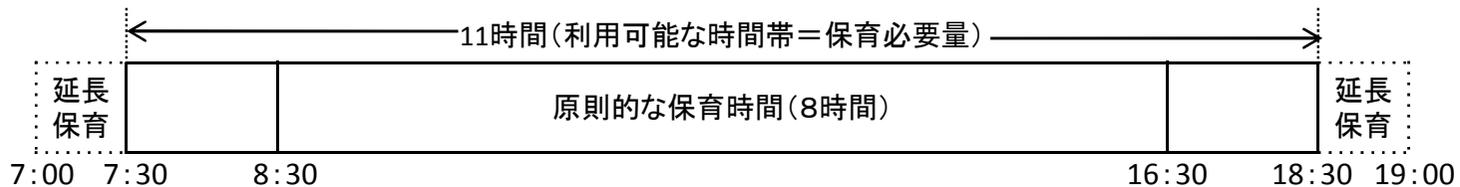
保育標準時間	1日あたり最大11時間までの利用(11時間を超えての利用は延長保育)
保育短時間	1日あたり最大8時間までの利用(8時間を超えての利用は延長保育)

<利用の際のイメージ>

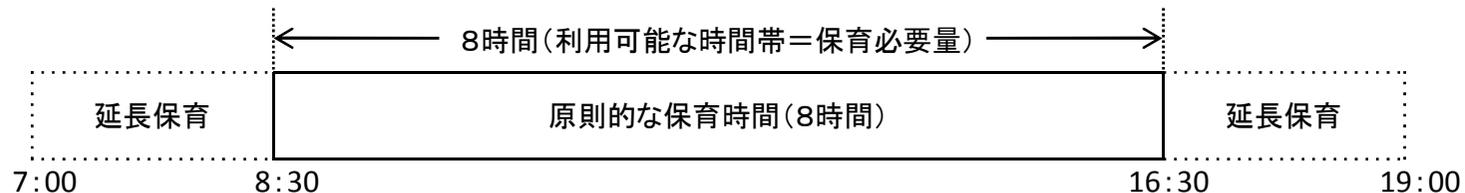
以下の条件の場合の例として作成したものです。開所時間や保育標準時間の時間帯等は施設により異なります。

- 開所時間 : 7時から19時まで(12時間)
- 保育標準時間の時間帯 : 7時30分から18時30分まで(11時間)
- 保育短時間の時間帯 : 8時30分から16時30分まで(8時間)

【保育標準時間で認定の場合】



【保育短時間の認定の場合】



区分(保育必要量)の認定については、国が、子ども・子育て支援法施行規則第4条で規定しており、保育の必要性を認定する事由とそれぞれの家庭の就労実態等に応じて、保育標準時間又は保育短時間の認定をすることとなっていますが、事由のうち「2 妊娠・出産」「5 災害復旧」「8 児童虐待・DV」は区分せずに一律に保育標準時間で認定することとなっています。また、事由のうち「3 疾病・障がい」「6 求職・起業準備」「9 育児休業中」については、区分に分けて行うことが適当でないと市が認める場合には、一律に保育短時間(又は保育標準時間)として認定してよいこととなっており、市では、下表のとおり認定することとします。

事由		区分(保育必要量)		区分に分けて行うことが適当でないと市が認める事由と一律の区分	
1	就労	保育標準時間	保育短時間	—	—
2	妊娠・出産	保育標準時間	—	—	—
3	疾病・障がい	(保育標準時間)	保育短時間	○	保育短時間認定を原則とし、疾病・障がいの状況により保育標準時間も可とする
4	介護	保育標準時間	保育短時間	—	—
5	災害復旧	保育標準時間	—	—	—
6	求職・起業準備	—	保育短時間	○	一律に、保育短時間とする
7	就学	保育標準時間	保育短時間	—	—
8	児童虐待・DV	保育標準時間	—	—	—
9	育児休業中 (休業前から就労事由で利用の場合)	—	保育短時間	○	一律に、保育短時間とする
10	市が認める事由	保育標準時間	保育短時間	—	—

* 全ての事由において、保護者の申し出により、保育短時間認定とすることができます。

3-③. 有効期間と市で定める事項

支給認定(保育の必要性の認定)の有効期間については、保育の必要性を認定する事由ごとに、国が、子ども・子育て支援法施行規則第8条で規定していますが、事由のうち「6 求職・起業準備」「9 育児休業中」「10 市が認める事由」については、市で定める必要があります。

事由	有効期間		市で定める事項・期間
	2号(3歳以上)	3号(3歳未満)	
1 就労	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	—
2 妊娠・出産	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで		—
3 疾病・障がい	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	—
4 介護	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	—
5 災害復旧	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	—
6 求職・起業準備	90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日まで		市が定める期間は2か月とする
7 就学	保護者の卒業予定日又は終了日が属する月の末日まで		—
8 児童虐待・DV	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	—
9 育児休業中 (休業前から就労事由で利用の場合)	市町村が定める期間		市が定める期間は、育児休業対象児が1歳6か月になる月の末日までとする
10	上記4に類する 別居の親族の介護	市町村が定める期間	2号: 小学校就学前までとする 3号: 満3歳に達する日の前日までとする
	上記7に類する 就労につながる就学全般	市町村が定める期間	保護者の卒業予定日又は終了日が属する月の末日までとする
	その他、市長が認める事由	市町村が定める期間	2号: 小学校就学前までとする 3号: 満3歳に達する日の前日までとする

4. 利用調整について

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により改正された改正後の)児童福祉法附則第73条第1項により読み替えられた同法第24条第3項の規定により、市町村は、保育所等の利用について調整を行うこととなっています。利用定員を超える利用申込があった場合、利用調整基準の点数等に基づき利用調整(現行でいう入所審査)を行い、利用可能な施設のあっせんを行います。具体的には、次の方法で利用調整を行う予定です。

<利用調整方法>

1. 利用調整基準の「基準点」と「調整点」の合計が高い方から利用可能な施設の判定を行います。

(保護者のうち、点数が低い保護者の点数で他世帯との利用調整を行う。)

(例) Aちゃん	父の基準点	50点		Bちゃん	父の基準点	50点		
	母の基準点	50点	→ 51点		母の基準点	45点	→ 47点	⇒
	世帯の調整点	1点			世帯の調整点	2点		点数の高いAちゃんから先に、 利用可能な施設の判定を行う。

2. 利用調整基準の「基準点」と「調整点」の合計が同点の場合、「基準点と調整点の合計が同一の場合の判定基準」に基づき利用調整を行います。

<利用調整基準の「基準点」と「調整点」の制定にあたっての市の考え方について>

- ・現行の保育所入所(転園)審査に使用している『保育の実施指数表』を「基準点」のベースに、『保育の実施指数調整表』を「調整点」のベースにし、一部変更して制定します。
- ・「基準点」について、就労事由の方は現行で1日あたりの勤務時間及び1週あたりの勤務日数に応じた点数づけしていましたが、1週あたりの勤務時間(日数はみない)で点数づけすることとします。(時間数に応じて点数づけする事由は同様の対応。)
- ・「調整点」について、主な変更点は、申込児童の兄弟姉妹の加点や育休取得に伴い退園された場合の加点や内定辞退をされた場合の減点などを新たに項目化したり、単身赴任・入院や就労内定や保護者(父母)が非課税や家庭的保育事業や同居親族に関する項目を見直したりなどです。

<「基準点と調整点の合計が同一の場合の判定基準」の制定にあたっての市の考え方について>

現行の保育所入所・転園審査で点数が同一の場合は、申込児童の兄弟姉妹の人数、親族の居住地の遠近、保護者の就労状況や収入などを総合的に勘案して公正に判定していましたが、判定基準として制定・公表されていませんでした。

新制度では、点数が同一の場合の判定基準を制定・公表し、利用調整の透明性を確保することとします。

「利用調整基準の「基準点」(案)」と「利用調整基準の「調整点」(案)」「基準点と調整点の合計が同一の場合の判定基準(案)」は別添をご覧ください。

5. 規則で規定するその他の主な項目

- ・支給認定申請や利用申込書の提出の方法
- ・申請書や申込書、通知などに関する様式
- ・保育所等の事業者に関する手続き事項

6. 施行期日

施行日は、法の施行の日。ただし、支給認定や利用調整などの準備事務は、事前に施行することとします。

*基準は規則で定める予定です。

7. その他

・今回定める規則の根拠法令は、子ども・子育て支援法(及び同法施行令・同法施行規則)と児童福祉法の2つにまたがるため、規定上2つの規則に分ける必要が生じた場合は、2つの規則で制定します。